

鎌倉市クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画（素案）

1 計画策定の背景と目的

タイワンリスは、和名クリハラリスの台湾固有亜種です。タイワンリスが鎌倉市に流入し定着した経緯については、様々な説がありますが、いずれも人間の管理下を離れたことが原因とされています。

現在、生息域は、本市と近隣市町におよび、生活環境への被害のみならず生態系への深刻な影響も懸念される状況になっています。

こうしたことから、鎌倉市では、これまで生活環境への被害に向けた対策として鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）による対処捕獲を実施してきましたが、生態系への影響を排除するには至っておりません。そのため、従前よりさらに踏み込んだ対策を図る目的で平成17年6月に施行された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年6月2日法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づく防除実施計画を策定し生態系への影響を排除することとしたものです。

2 特定外来生物の種類

和名 クリハラリス 学名 カルロスキウルス・エリュトラエウス

3 防除を行う区域

鎌倉市全域

4 防除を行う期間

確認を受けた日から平成23年3月31日まで

5 現状とこれまでの取組み

(1) 生息状況

平成12年度より市民等からタイワンリスによる被害の相談を受け、鳥獣保護法に基づく対処捕獲を実施していますが、これら被害の発生箇所は市内全域に及んでおり、市内に点在する緑地を拠点として市内全域に出没しているものと考えられます。

なお、緑地から人家へは、木々を伝い移動するだけでなく、電線や電話線を使っていることも確認されています。また、最近では、地上を走って移動するところが目撃されるなど、これまでは見られなかった行動も報告されています。

(2) 被害の現状

ア 生態系への影響

緑地の木々の樹皮が剥がされ立ち枯れが発生しています。また、野鳥の巣が襲われたなどの情報もあります。

イ 生活環境への被害

庭の果実を食べられた・雨戸や戸袋をかじられ、なかで子どもを産んだ・寺の建物をかじられた・庭木の樹皮をはがされ木が枯れた・電線や電話線をかじられ電話が不通になった・物干し竿の上を徘徊され洗濯物が汚れたなどの報告があります。

(3) これまでの取組み

生活環境への被害の対策に向けて鳥獣保護法に基づく捕獲を許可するとともに、捕獲する手段である捕獲器の貸出しを行い、捕獲したタイワンリスは、市が引き取り適正に処分しています。また、動物が匂いを嫌がり忌避効果がある液剤を試すなどの指導を行うとともに、生息数の増加に繋がる餌付けをやめていただくよう啓発活動を行っています。

(4) 捕獲状況

過去3年間に鳥獣保護法による対処捕獲の捕獲数は、平成17年度71頭、平成18年度227頭、平成19年度193頭となっています。

6 目標

当面は、生態系への影響、生活環境への被害、農林業被害の低減を図ることとし、長期的には鎌倉市内からの完全排除をめざします。

7 防除

(1) 調査

平成 16 年度に市民ボランティアと鎌倉市野生鳥獣対策協議会によるタイワンリス生息状況調査を実施し、市内で営巣の痕跡や個体を確認しました。また、緑地における木々の樹皮被害の発生状況や被害樹木の種類を調べました。

今後も自主的に自然環境の保全に取り組んでいる市民などから生態系への影響に関する情報を収集します。

(2) 捕獲等の実施

ア 実施主体は鎌倉市とし、被害にあわれた市民等を中心に自治町内会や農業者団体、自然環境の保全に取り組んでいる市民や団体等へ捕獲協力を呼びかけ、捕獲に従事するとして届出があった者（以下「従事者」という。）を従事者台帳へ搭載し管理します。

イ 捕獲に用いる器具は、ネズミ捕り器とします。なお、法定猟具であるはこわなを使用する場合は、原則として狩猟免許を有する者が使用することとしますが、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者については、免許非所持者であっても従事者に含むものとします。

ウ 捕獲器の設置場所は、当面は従事者が所有等する敷地内など隔絶されたエリアとしますが、環境が整いし市有緑地などに広げていきます。

(3) 捕獲等の際の留意事項

捕獲に当たっては、次の事項に留意します。

ア 緑地等不特定の人が立ち入ることが考えられる場所での捕獲に当たっては、事前に周辺住民等への周知を図るとともに、外来生物法に基づく防除を実施していることを証する書類を携帯します。

イ 防除に使用する捕獲用具には、用具ごとに、外来生物法に基づく防除のための捕獲である旨と実施主体の名称、住所、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行います。

ウ 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けます。

エ 捕獲に際し餌を使用する場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生を遠因を生じさせることのないよう適切に行います。

オ 他人の土地において防除を行うときは、あらかじめ土地の所有者等の承諾を得ることとします。

カ 鳥獣保護法第 12 条第 1 項又は第 2 項で禁止又は制限された捕獲は行いません。

(4) 捕獲個体の取扱い

捕獲した個体は、できる限り苦痛を与えない方法により殺処分し適正に処理します。

なお、捕獲個体について、学術研究目的や公益上必要があると認められる目的で譲り受ける旨の申し出があったときは、外来生物法第 5 条第 1 項に基づく飼養等の許可を得ている者又は同法第 4 条第 2 号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に譲り渡すことができるものとします。

(5) モニタリング

タイワンリスによる生態系への影響や生活環境への被害等に関する情報と捕獲状況を併せて実態を把握し、防除の効果の検証に努めるとともに、これを防除の実施に反映するよう図ります。

8 合意形成

防除の実施に当たっては、鎌倉市野生鳥獣対策協議会による平成 20 年 1 月 21 日の市民合意の提言を踏まえ、市町村間の連携による広域的な対応を目指します。

9 普及啓発

防除の実施に当たり、広報かまくらや市ホームページを活用し情報の発信に努めるとともに、自治町内会など住民に身近な組織を通じて市民への周知を図ります。

10 実施体制

鎌倉市を実施主体とし、被害住民、自然環境保全に取り組む団体や個人、農業者団体や農業者、大学等の学術研究機関などにタイワンリス排除に向けた連携を働きかけ、協働を図ります。また、既に防除実施計画を策定し防除に取り組んでいる先進市町の横須賀市及び三浦市並びに葉山町と情報交換を行い広域的な対応に向け取り組みます。